

「航空身体検査証明制度の運用について」、 「航空身体検査証明申請書記入要領」及び 「航空身体検査証明書記入要領」の一部改正 について

令和 6 年 6 月
国土交通省航空局安全部
安全政策課

1. 背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 31 条第 1 項の規定により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行おうとするものは航空身体検査証明を受けることとしており、その具体的な身体検査基準については、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 61 条の 2 において、定期運送用操縦士、事業用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格を有する場合は第一種、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士（以下「自家用操縦士等」という。）の資格を有する場合は第二種と定めていた。

今般、航空運送事業者における操縦士育成の円滑化を図るため、自家用操縦士等の技能証明の資格を有している者が航空身体検査証明を申請する場合に、第二種航空身体検査証明書のみならず第一種航空身体検査証明書の交付を受けることも可能とするため、所要の規則改正（令和 6 年 3 月 29 日国土交通省令第 41 号）を行った。

これに伴い、規則施行に必要な運用及び要領を定めた関連通達について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

以下の国土交通省航空局安全部安全政策課長通達について、（1）のとおり改正する。

- ◆航空身体検査証明制度の運用について（国空乗第 551 号 平成 19 年 3 月 5 日）
- ◆航空身体検査証明申請書記入要領（国空乗第 552 号 平成 19 年 3 月 5 日）
- ◆航空身体検査証明書記入要領（国空航第 10448 号 平成 29 年 3 月 6 日）

（1）自家用操縦士等の身体検査基準及び航空身体検査証明書（規則第 61 条の 2 第 1 項関係）、自家用操縦士等の航空身体検査証明の有効期間（規則第 61 条の 3 第 1 項関係）、航空身体検査証明申請書（規則第 22 号様式関係）、及び航空身体検査証明書（規則第 24 号様式関係）に関する規則改正の内容の反映及びその他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和6年6月

施 行：令和6年7月1日